

住友ベークライト株式会社 S-BIO受託サービス約款

目的

第1条 本約款は、住友ベークライト株式会社 ヘルスケア営業本部、および、次世代バイオ医薬品製造基盤技術開発プロジェクトチーム（以下「S-BIO」といいます）が委託者から受託するサンプル処理、測定、解析、データ処理等（以下「本業務」といいます）を遂行するために必要な、委託者とS-BIOとの間の基本的な合意事項です。

適用

第2条 委託者およびS-BIOは、本約款に従って本業務を委受託するものとします。

委託料の支払

第3条 委託者は、S-BIOに対して別途取り決める委託料を別途取り決める支払方法により支払うものとします。

再委託

第4条 S-BIOは、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。ただし、S-BIOは本約款に基づき自己が負う義務と同様の義務を当該委託先に負わせるとともに、当該委託先の本約款の違反に対して一切の責任を負います。

秘密保持

第5条 S-BIOは、委託者から開示・提供された技術情報、試料および本業務の結果ならびにその他本業務の遂行に当たり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」といいます）について、委託者の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示または漏洩しないとともに、本業務の遂行以外の目的に使用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示・提供を受ける前に既にS-BIOが知っていた情報。
 - (2) 委託者から開示・提供を受ける前に既に公知となっていたか、または開示・提供後にS-BIOの責によらず公知となった情報。
 - (3) 委託者から開示・提供を受けた後に、S-BIOが正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、第4条に基づきS-BIOが本業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、S-BIOは秘密情報を当該再委託先に開示できるものとします。ただし、S-BIOは前項の規定に基づき自己が負う義務と同様の義務を当該委託先に負わせず。
3. 委託者は、S-BIOから開示・提供された、本業務の遂行に必要とS-BIOが考えるS-BIOの営業上、技術上の情報のうち秘密である旨の表示がなされているものについて、第1項の規定に基づきS-BIOが負う義務と同様の義務を負うものとします。
4. 本条の各規定は、次条に定める業務報告書の提出後5年間経過するまで有効とします。

結果報告

第6条 S-BIOは、原則として、委託者と協議して定められた期間内に本業務の結果を、業務報告書を提出することにより、委託者に報告します。

2. S-BIOは別段の定めのない限り、業務報告書の写しを業務報告書の提出後1年間保管します。
3. 委託者は、本業務に何らかの問題が生じた場合や受注状況により、第1項に定める納期に遅れが生じる場合があることを予め承知します。その場合、S-BIOは問題が生じた時点で速やかに委託者に連絡し、納期変更の詳細について協議します。

試料の送付

第7条 委託者がS-BIOに提供する本業務の委託にあたって必要な試料（以下「本試料」といいます）は、委託者の責任と費用で測定を行うS-BIO指定の事業所に送付するものとします。

試料の返却

第8条 S-BIOは、原則として本試料は返却しないものとします。ただし、予め両者間で合意した場合は、委託者の責任と費用で委託者に返却するものとします。

免責

第9条 S-BIOは、天災地変その他S-BIOの責に帰する事のできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これにより生じた委託者の損害を賠償する責を免れるものとします。

2. 委託者は、本試料が本業務遂行の過程で一部破損、汚損してしまう可能性があることを十分認識し承諾したうえで本業務を委託するものとし、S-BIOは、本試料の破損、汚損についてS-BIOに故意または重大な過失がある場合を除き一切責任を負いません。
3. S-BIOは、委託者より提供された本試料が予め委託者が申告した本試料に関する情報と相違することにより損害を被った場合、当該損害の賠償を請求できるものとします。
4. 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、S-BIOは一切責任を負いません。
5. S-BIOの本業務遂行の方法に過失があったと認められるときは、S-BIOは委託者と協議のうえ次の各号のいずれかの方法により補償します。
 - (1) S-BIOの費用負担により、受託した本業務を再実施します。
 - (2) 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が被った損害を賠償します。
6. S-BIOは、本業務遂行の過程で、過失により本試料を滅失、毀損したときは、前項第2号の方法により補償します。
7. S-BIOは、本業務の結果が第三者の産業財産権に抵触しないことを保証しません。

協議

第10条 本約款に定めのない事項もしくは疑義のある事項については、両者誠意をもって協議のうえ、これを決定します。

(2018年11月20日改訂)